

令和6年度古河市立図書館等雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

古河市立図書館及び古河市公民館等図書室(以下「図書館等」という。)に配架する雑誌に掛けるカバー等を広告スペースとして民間業者等に提供し、新たな財源として広告掲載料をお支払いいただくことで、図書館サービスの充実を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

図書館等に配架する雑誌の中からスポンサーになる雑誌を選んでいただき、広告掲載料をお支払いいただくことで、スポンサーが作成した広告(広告内容については、別途審査があります。)を掲載することができます。掲載するスポンサー名及び広告の位置は、最新号雑誌のカバー表面及び雑誌を配置する書架の扉中央付近にスポンサー名を表示し、裏面に広告を掲載します。なお、雑誌の調達は図書館等が行います。

3 対象施設

雑誌スポンサーの対象施設については、図書館等とします。詳しくは、別紙「古河市立図書館等雑誌スポンサー制度対象施設」をご覧ください。

4 応募資格及び掲載広告の要件

- (1) 雑誌スポンサーに応募できるのは、企業、商店、団体等です(個人は応募できません)。
- (2) 掲載できる広告の要件は、図書館等の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、古河市広告掲載取扱要綱(平成17年告示第4号)第3条第1項の規定の例によるものとします。

5 対象とする雑誌

図書館等が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。

6 広告掲載料及び支払方法

- (1) 広告掲載料の額は、定額制とし、雑誌1誌当たり年額12,000円です。
- (2) 雑誌スポンサーの決定を受けた日が年度途中の場合の広告掲載料は、当該雑誌スポンサーの決定を受けた日の属する月の翌月から当該年度の3月までの月数に1,000円を乗じた額です。

例) 広告掲載料の額

- ・4月～翌年3月(1年間) … 年額12,000円
- ・7月～翌年3月(9ヶ月) … 9月×1,000円=9,000円

- (3) 広告掲載料は、市が発行する納入通知書により指定する期日までに、原則として一括先払いにてお支払いいただきます。

7 広告掲載の期間

- (1) 広告掲載の期間は、原則として1年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）とします。
- (2) 雑誌スポンサーの決定を受けた日が年度途中の場合の広告掲載の期間は、当該雑誌スポンサーの決定を受けた日の属する月の翌月の初日から当該年度の3月末日までとします。
- (3) (1) 及び (2) の広告掲載の期間の満了日の2箇月前までにスポンサーから別段の意思表示がなく、かつ、古河市教育委員会教育長が必要と認める場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

8 スポンサー名及び広告の規格・表示方法

- (1) 雑誌の最新号カバーの表面等に、スポンサー名を表示します。
- ・規格 縦4cm、横20cm以内
 - ・位置 雑誌カバー表面及び雑誌を配置する書架の扉中央付近
 - ・規格及び位置は、雑誌の大きさにより調整します。
- (2) 雑誌の最新号カバーの裏面に広告チラシ（片面）を1枚挿入できます。
- ・規格 雑誌の寸法未満
 - ・位置 雑誌カバー裏面
 - ・広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。
- (3) 雑誌の配架位置は図書館等が決定します。

9 申込方法

- (1) 図書館等雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記載の上、次の書類（詳細は、古河市三和図書館までお問い合わせください。）を添えて、古河市三和図書館まで郵送（一般書留等）又は持参の方法により、お申込みください。

■申込書に添付する書類

- ①広告原稿
- ②企業等について概要が分かる書類
- ③市税に滞納がないことを証明する書類

※ただし、③については、市税の納付状況について市が確認することに同意する場合は、書類の提出は不要です（市の公簿等で確認できる方に限ります。）。

〈申込先〉

〒306-0125 古河市仁連2042-1
古河市三和図書館 図書係 宛て

(2) 留意事項

- ①応募に係る経費は、全額申込者の負担とします。
- ②必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③申込書類等は、返却いたしません。
- ④申込書類等は、関係機関に意見を聞く目的で使用する場合があります。
- ⑤同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、先着順とします。ただし、申込みが同着の場合は抽選とします。

10 雑誌スポンサーの決定及び広告の内容審査

雑誌スポンサーのお申込みをされましたら、広告の内容等を審査した上で、図書館等雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により、雑誌スポンサーの可否について申込者に通知します。

11 募集期間

令和6年1月15日（月）から令和6年2月29日（木）まで

※募集期間を過ぎてしまった場合でも、随時申込みを受付します。ただし、その場合の広告掲載料や広告掲載の期間は、6の（2）及び7の（2）に記載のとおりとなります。

12 その他

スポンサーの決定を受けた雑誌が休刊、廃刊その他の事由により、引き続き広告掲載をすることが困難となったときは、原則として図書館等と協議の上、スポンサーがついていない別の雑誌に振り替えていただきます。

〈問合せ先〉

古河市三和図書館 図書係

電話 0280-75-1511

F A X 0280-75-1510

別紙

古河市立図書館等雑誌スポンサー制度対象施設

施設名称	住所	配架雑誌数	配架場所
古河市古河図書館	古河市東三丁目 7-19	41 誌	一般開架
古河市三和図書館	古河市仁連 2042-1	89 誌	一般開架
古河市生涯学習センター 総和図書室(とねミドリ館)	古河市前林 1953-1	5 誌	ロビー
古河市中央公民館図書室	古河市下大野 2248	11 誌	ロビー
古河市中田公民館図書室	古河市中田新田 135-1	6 誌	図書室
古河市つつみ公民館図書室 (つつみ館)	古河市小堤 1766	8 誌	ロビー
古河市ユースセンター総和 図書室	古河市上辺見 2369	19 誌	ロビー

※中田公民館図書室を希望する場合、雑誌を置いている本棚の形状が他の図書館等と異なりますので、あらかじめご承諾の上、お申込みください。

様式第1号（第7条関係）

図書館等雑誌スポンサー申込書

令和 年 月 日

古河市教育委員会教育長 宛て

住所又は所在地

企業等の名称

代表者氏名

㊞

古河市立図書館等雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。なお、申込みに当たっては、同要綱の内容を遵守します。

1 広告の掲載を希望する雑誌及び配架を希望する図書館等

雑誌名	図書館等名	雑誌名	図書館等名

2 広告掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 広告原稿
- (2) 企業等について概要が分かる書類
- (3) 市税に未納がないことを証明する書類

4 同意・宣誓事項（□にレ点でチェックしてください）

市税の納付状況について市が確認することに、同意します。

※同意する場合は、3 添付書類のうち、(3)の書類の提出の必要はありません（市の公簿等で確認できる方に限ります。）。なお、(3)の書類を提出する場合は、記入不要です。

古河市暴力団排除条例第2条第1号から第4号までのいずれにも該当しません。

〈連絡先等〉

担当者及び部署名

電話番号

E-mail

ホームページURL

様式第2号（第8条関係）

図書館等雑誌スポンサー決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

古河市教育委員会教育長



年 月 日付けで申込みのありましたスポンサーについて、古河市立図書館等雑誌スポンサー制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 スポンサーの可否

- 可とする。
- 不可とする。

スポンサー不可の理由

2 広告を掲載する雑誌名及び配架図書館等

雑誌名	図書館等名	雑誌名	図書館等名

3 広告掲載期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで